

沖縄海区漁業調整委員会指示17第2号

沖縄海区におけるソディカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成17年10月25日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 桃原仁一

（定義）

1 この指示における語句の定義は次のとおりとする。

- (1) 「ソディカ」とは、ツツイカ目ソディカ科のソディカをいう。
- (2) 「ソディカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソディカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソディカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソディカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

2 沖縄海区において、平成18年7月1日から平成18年9月30日までの間、ソディカを採捕してはならない。ただし、試験研究機関による研究目的の申請について、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた場合はこの限りでない。

（操業の承認）

3 ソディカはえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船を示して、平成17年11月15日までに、ソディカはえ縄漁業承認申請書を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認の対象者）

4 承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 平成16年に委員会の承認を受けた者で、平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間において、ソディカはえ縄漁業の操業実績を有するもの
- (2) 病気療養又は漁船使用不可等の理由により平成16年11月1日から平成17年6月30日までの間において、ソディカはえ縄漁業の操業ができなかった者で、平成15年又は平成16年に委員会の承認を受けていたもの
- (3) 委員会が特に認めた者

（操業を承認しない場合）

5 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、操業の承認をしない。

- (1) 操業の承認を受けた者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
- (2) 漁業に関する法令又はこの指示を遵守する精神を著しく欠く者であると認められる場合
- (3) 同一の漁業者が2隻以上申請した場合

（漁具の制限）

6 ソディカはえ縄漁業及びソディカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) ソディカはえ縄漁業で使用する擬餌針の数は、一隻当たり350針以内とする。
- (2) ソディカ旗流し漁業で使用する旗の数は、一隻当たり30本以内とする。

（操業区域の制限）

7 ソディカはえ縄漁業は、最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業してはならない。

（自主規制の遵守）

8 ソディカはえ縄漁業及びソディカ旗流し漁業を行う者は、宮古海域又は八重山海域において操業する際は、当該海域を操業海域とする漁業協同組合が定める自主規制を遵守しなければならない。

（承認証の漁船への備付け義務）

9 ソディカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。

（承認旗章の掲揚）

10 操業の承認を受けた者は、ソディカはえ縄漁業の操業中は、承認旗章を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。

（承認の承継）

11 操業の承認の承継は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り認めることができる。

- (1) 承認を受けた者が死亡又は廃業したときに、当該漁業を操業する者(親族に限る。)が承継する場合
 - (2) 承継による申請が、承認を受けた者が死亡又は廃業した日から2年以内に行われた場合
(承認内容の変更)
- 12 操業の承認を受けた者がその内容を変更しようとするときは、事前にソディカはえ縄漁業承認内容変更申請書を委員会に提出し、承認を得なければならない。
(承認証の再交付)
- 13 操業の承認を受けた者が承認証を亡失し又は棄損したときは、遅滞なくソディカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。
(廃業届けの提出)
- 14 操業の承認を受けた者がソディカはえ縄漁業を廃止したときは、ソディカはえ縄漁業廃業届に操業承認証を添付して委員会に提出しなければならない。
(漁獲実績の報告)
- 15 ソディカはえ縄漁業の承認を受けた者は、平成18年6月30日までの漁獲実績を、同年7月20日までに、委員会へ報告しなければならない。
(遵守事項)
- 16 ソディカはえ縄漁業及びソディカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるものほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。
(承認の取消し)
- 17 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。
(取扱要領)
- 18 この指示に定めるものほか、操業の承認等に係る事務の取扱いについては、別に定めるソディカ漁業承認取扱要領によるものとする。
(指示の有効期間)
- 19 この指示の有効期間は、平成17年11月1日から平成18年9月30日までとする。